

名古屋市公報	令和 5年 8月 2日 第213号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人

目	次	ページ
告 示	示	
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第396号)	3
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第397号)	9
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第398号)	11
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第399号)	21
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第400号)	23
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課) (第401号)	24
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第402号)	26
○ 景観協定への加入	(住都・ウォークブル・景観推進室) (第403号)	27
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課) (第404号)	28
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(健福・障害企画課) (第405号)	33
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則	(第16号)	35
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第18号)	37
名 教 委 教 訓 令		
○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	(第 3号)	38
雑 報	報	
○ 名古屋市人事委員会の人事異動	(人事・審査課)	39

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第16号）
 - 1 改正内容
 - (1) 新しい学校づくり推進部に主幹（新しい学校づくり推進に係る企画調整）を設置します。（第9条関係）
 - (2) 指導部に主幹（学校教育に係る特命事項の処理）を設置します。（第9条関係）
 - 2 施行期日
令和5年8月1日から施行します。
-

名教委教訓令のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第3号）
 - 1 改正内容
指導部指導室に主査（学校教育に係る特命事項の処理）を設置します。（第2条関係）
 - 2 施行期日
令和5年8月1日から施行します。

名古屋市告示第 396号

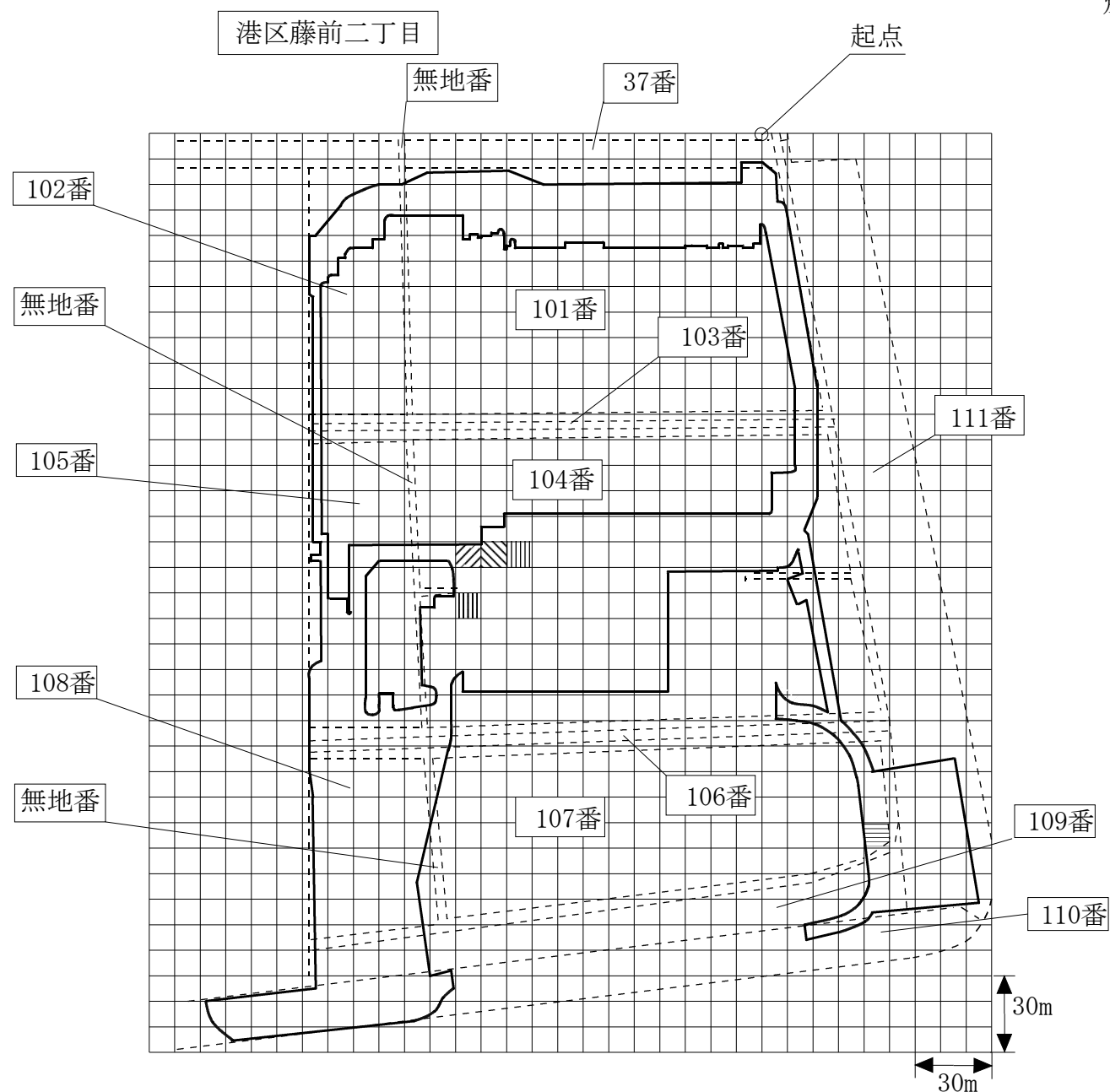
告示の訂正について

令和 4年名古屋市告示第 340号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）及び令和 4年名古屋市告示第 452号（告示の訂正について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 5年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

告示第 340号の別紙 1及び別紙 2を次のように訂正します。



凡例



：調査対象地

- - - : 筆の境界

起点：(X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847)



：形質変更時要届出区域 (クロロエチレン、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン (土壌溶出量基準不適合))



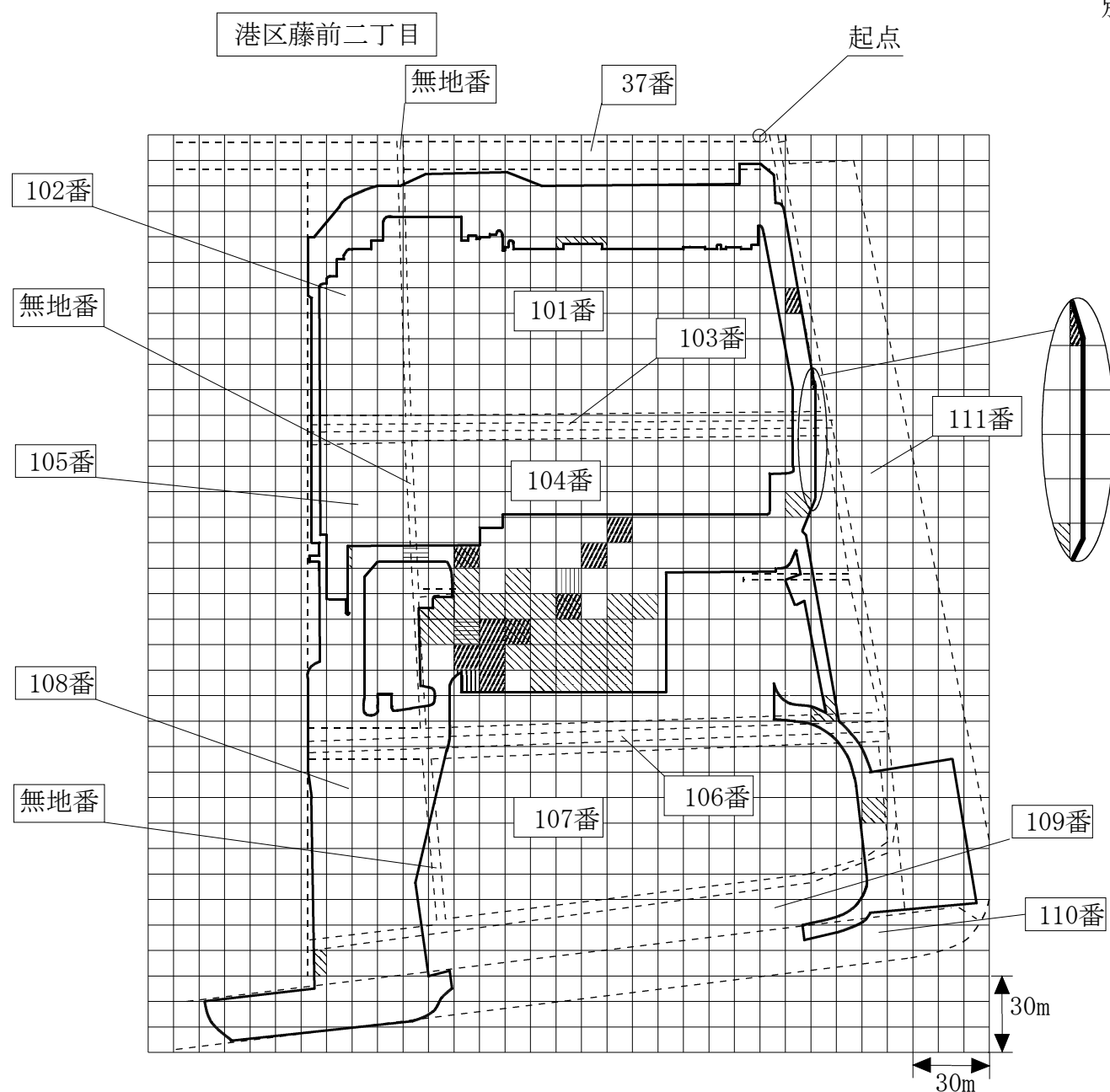
：形質変更時要届出区域 (クロロエチレン、四塩化炭素、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びトリクロロエチレン (土壌溶出量基準不適合))



：形質変更時要届出区域 (四塩化炭素及びジクロロメタン (土壌溶出量基準不適合))



：形質変更時要届出区域 (一・二—ジクロロエタン (土壌溶出量基準不適合))



凡例



：調査対象地

- - - : 筆の境界

起点：(X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847)

: 形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

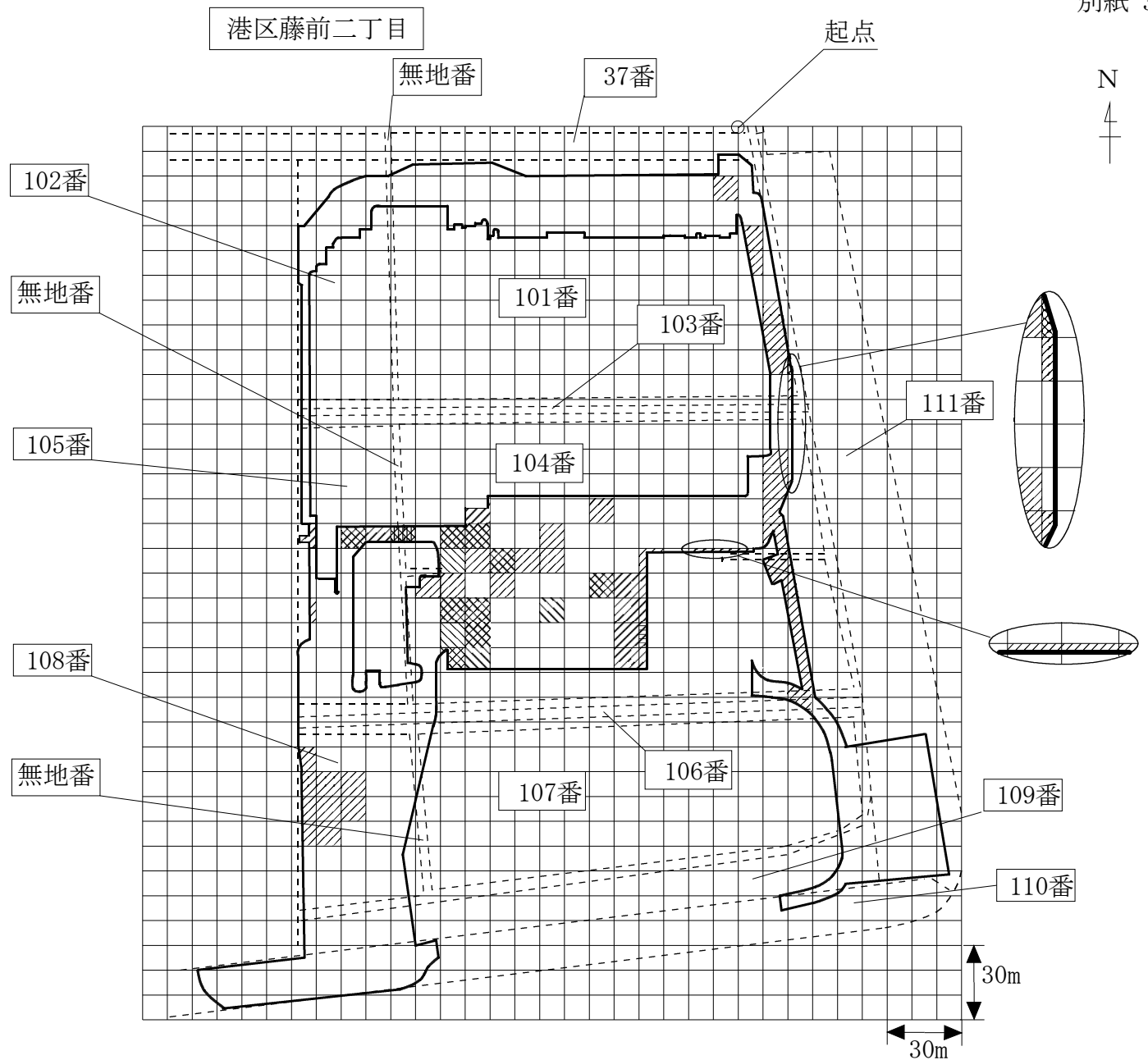
: 形質変更時要届出区域 (六価クロム化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (シアン化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))

告示第 452号の別紙 3及び別紙 4を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：調査対象地

--- ：筆の境界

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）



：形質変更時要届出区域（水銀及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



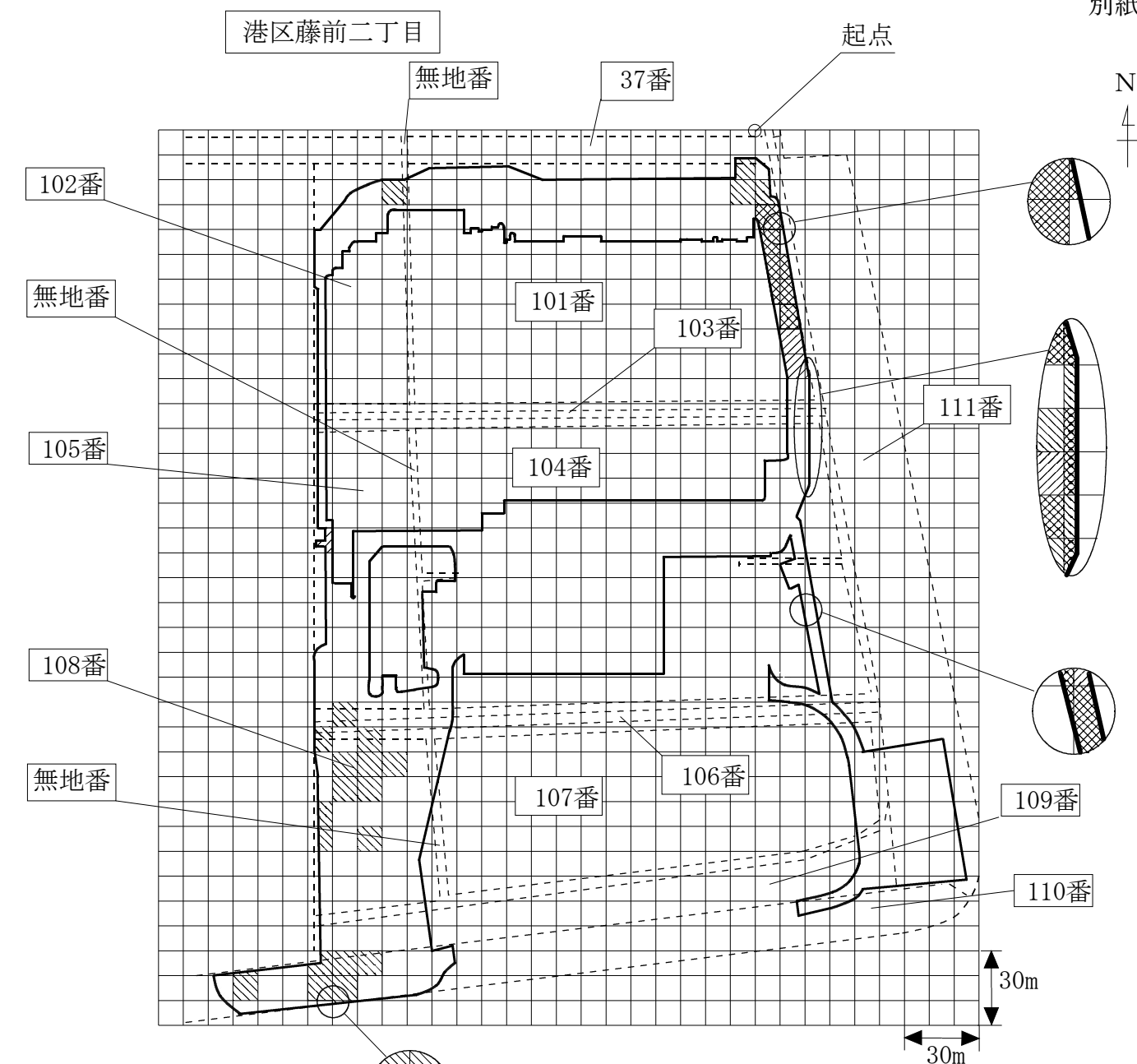
：形質変更時要届出区域（セレン及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））



凡例



：調査対象地

- - - : 筆の境界

起点 : (X座標 : -101410.1152、Y座標 : -29983.9847)



：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 397号

告示の訂正について

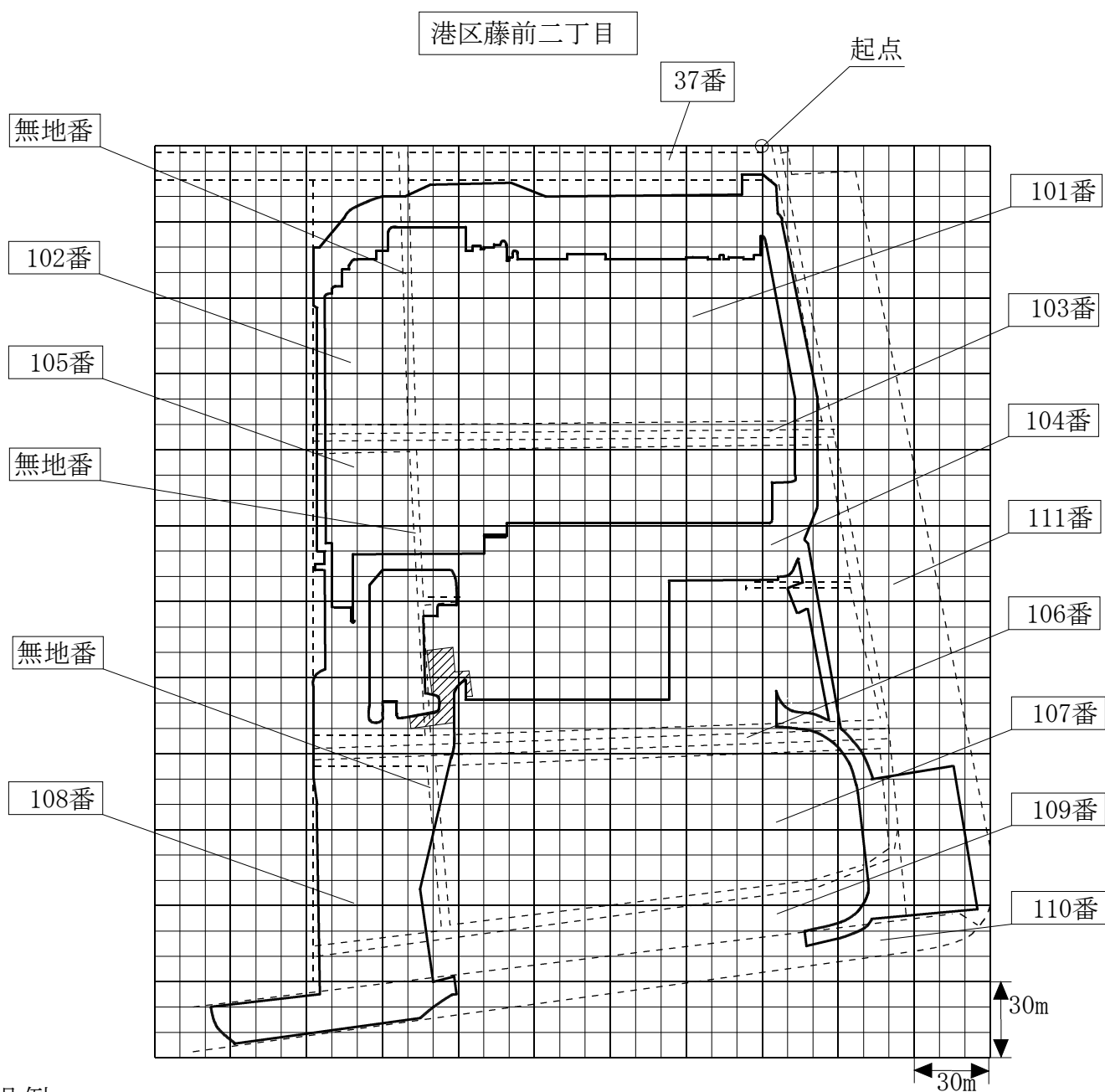
令和 4年名古屋市告示第 554号（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 5年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

別紙を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：法に基づく土壌汚染状況調査の対象地

--- ：筆の境界 起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）



：形質変更時届出管理区域を解除する区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 398号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区藤前二丁目37番の一部、 101番の一部、 104番の一部、 104番地先、 105番の一部、 106番の一部、 107番地先及び 108番の一部（詳細は別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

四塩化炭素

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

ジクロロメタン

トリクロロエチレン

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

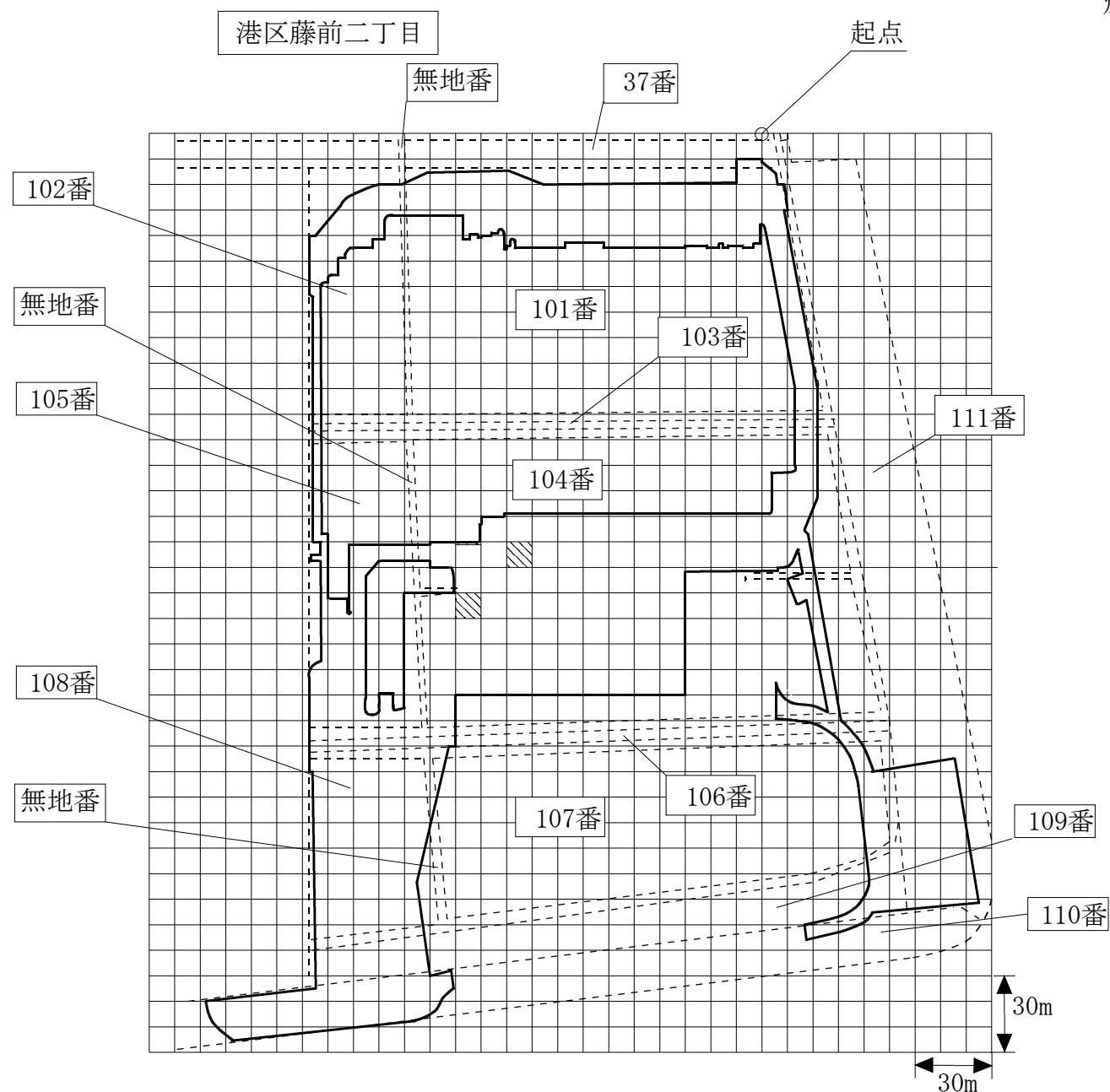
3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

鉛及びその化合物

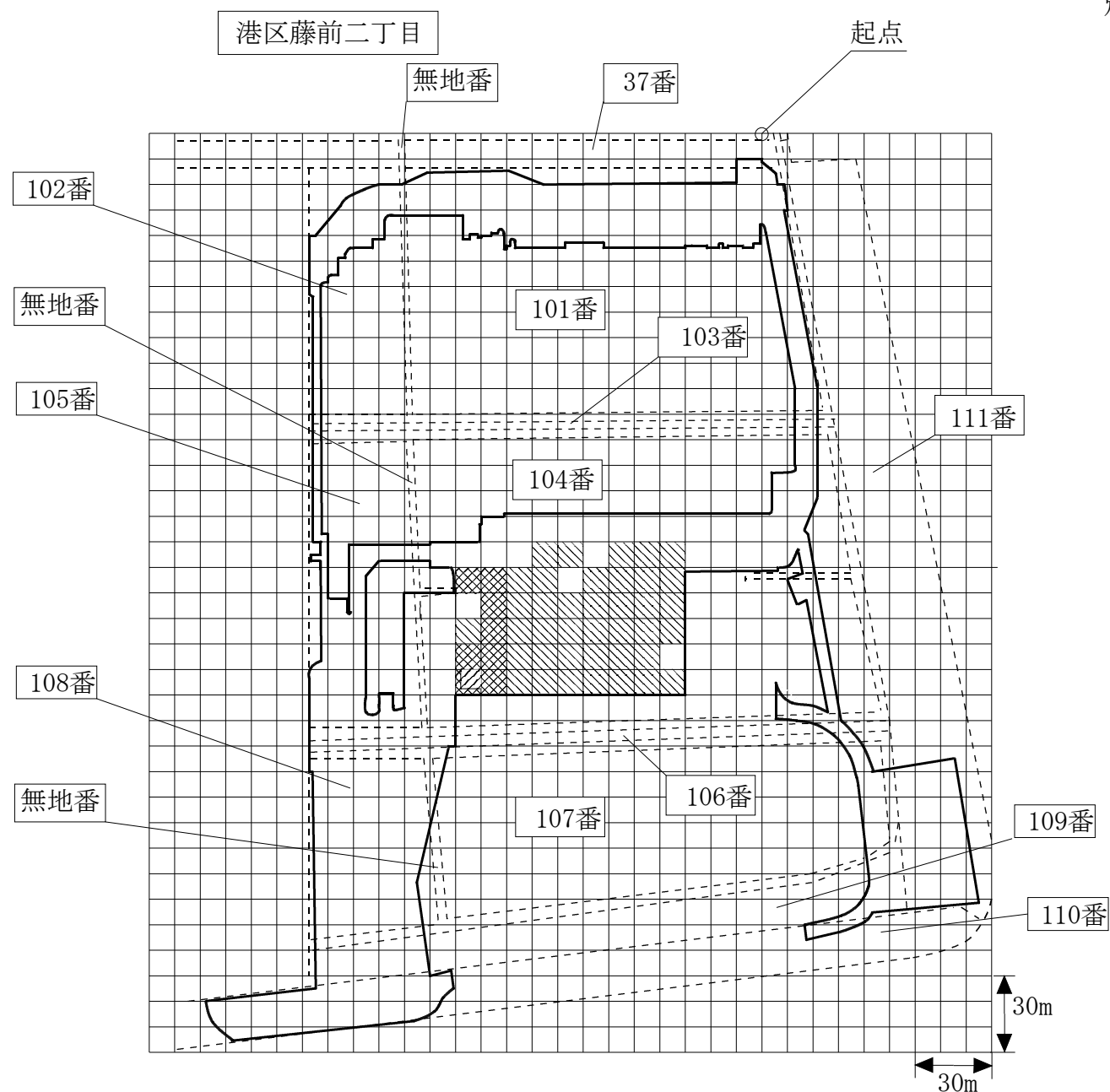
ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地 起点 : (X座標 : -101410.1152、Y座標 : -29983.9847)
- - - : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (クロロエチレン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン (土壤溶出量基準不適合))
-  : 形質変更時要届出区域 (四塩化炭素及びジクロロメタン (土壤溶出量基準不適合))



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

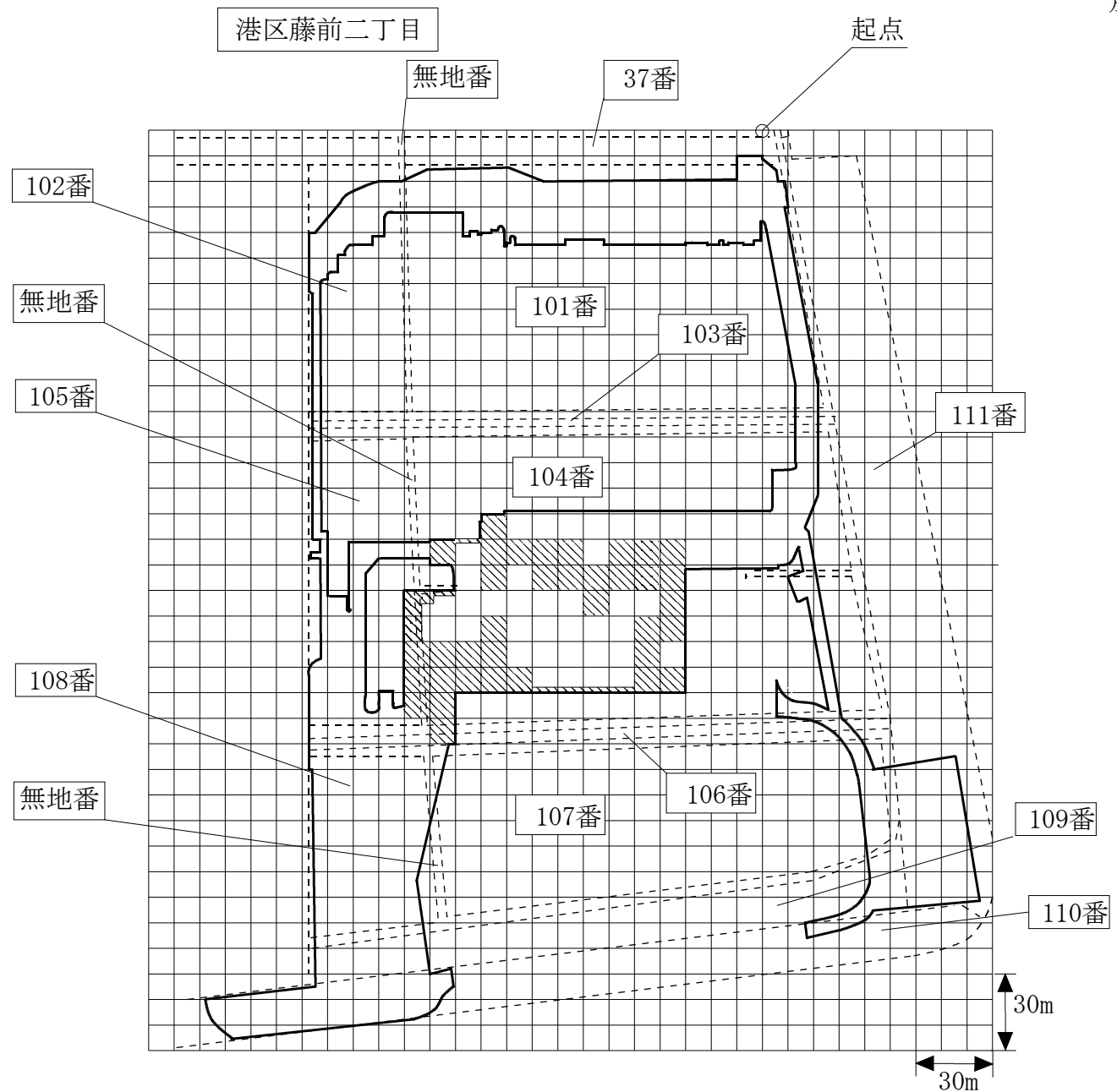
---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（カドミウム及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（カドミウム及びその化合物（土壌含有量基準不適合））



凡例



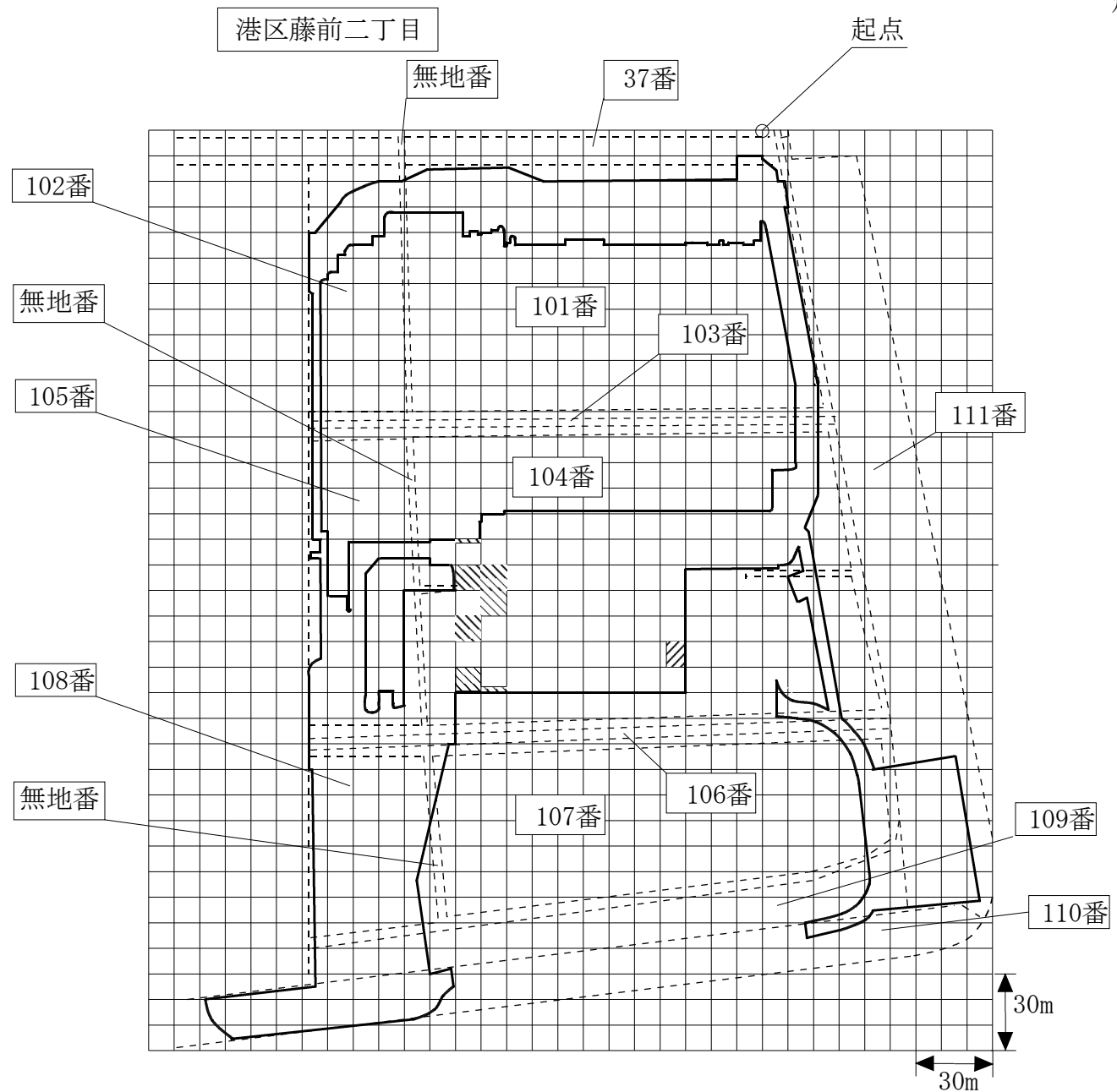
: 調査対象地

起点 : (X座標 : -101410.1152、Y座標 : -29983.9847)

--- : 筆の境界



: 形質変更時要届出区域 (六価クロム化合物 (土壌溶出量基準不適合))



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

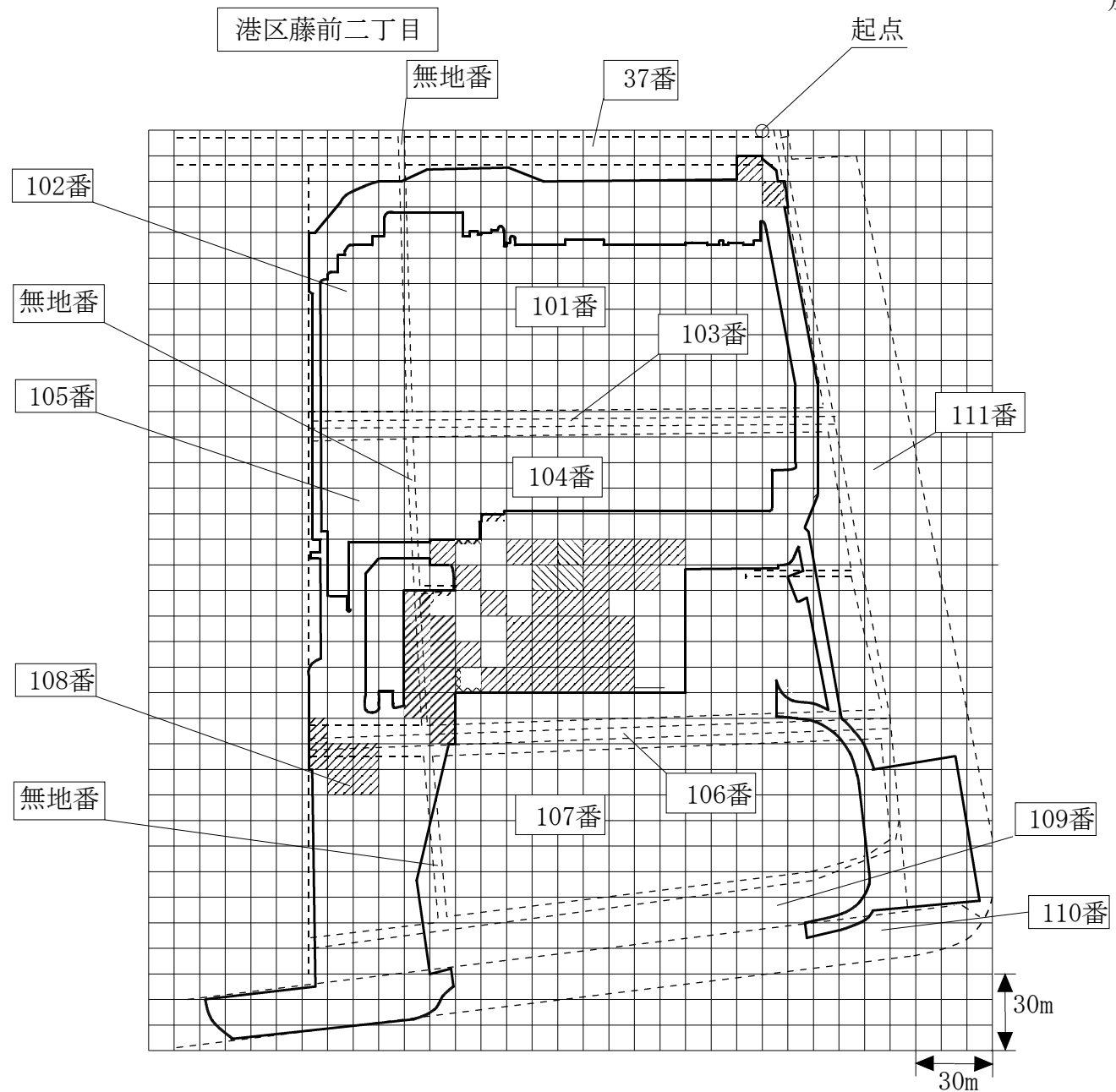
---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（シアン化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（水銀及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

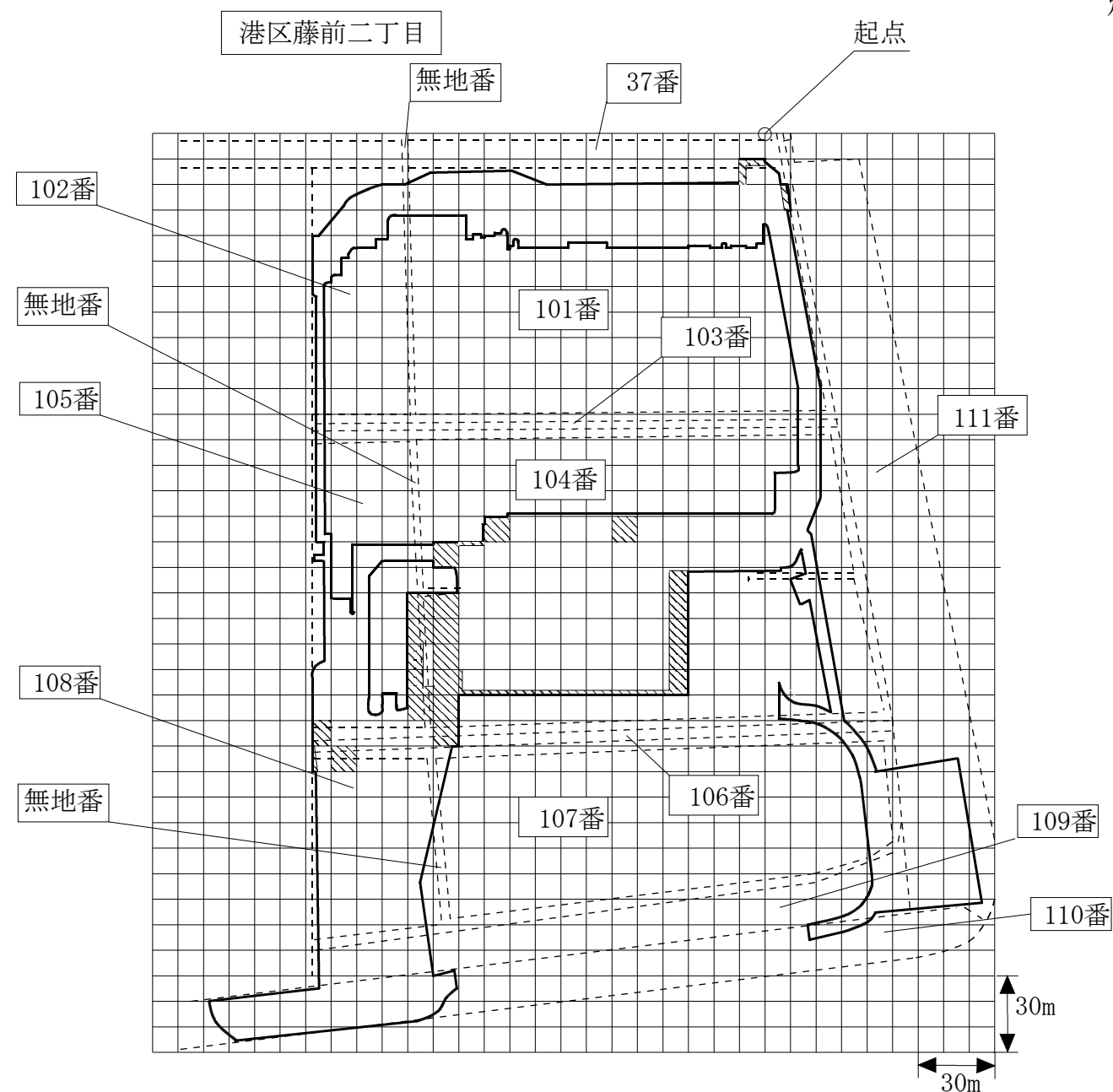
- - - ：筆の境界



：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

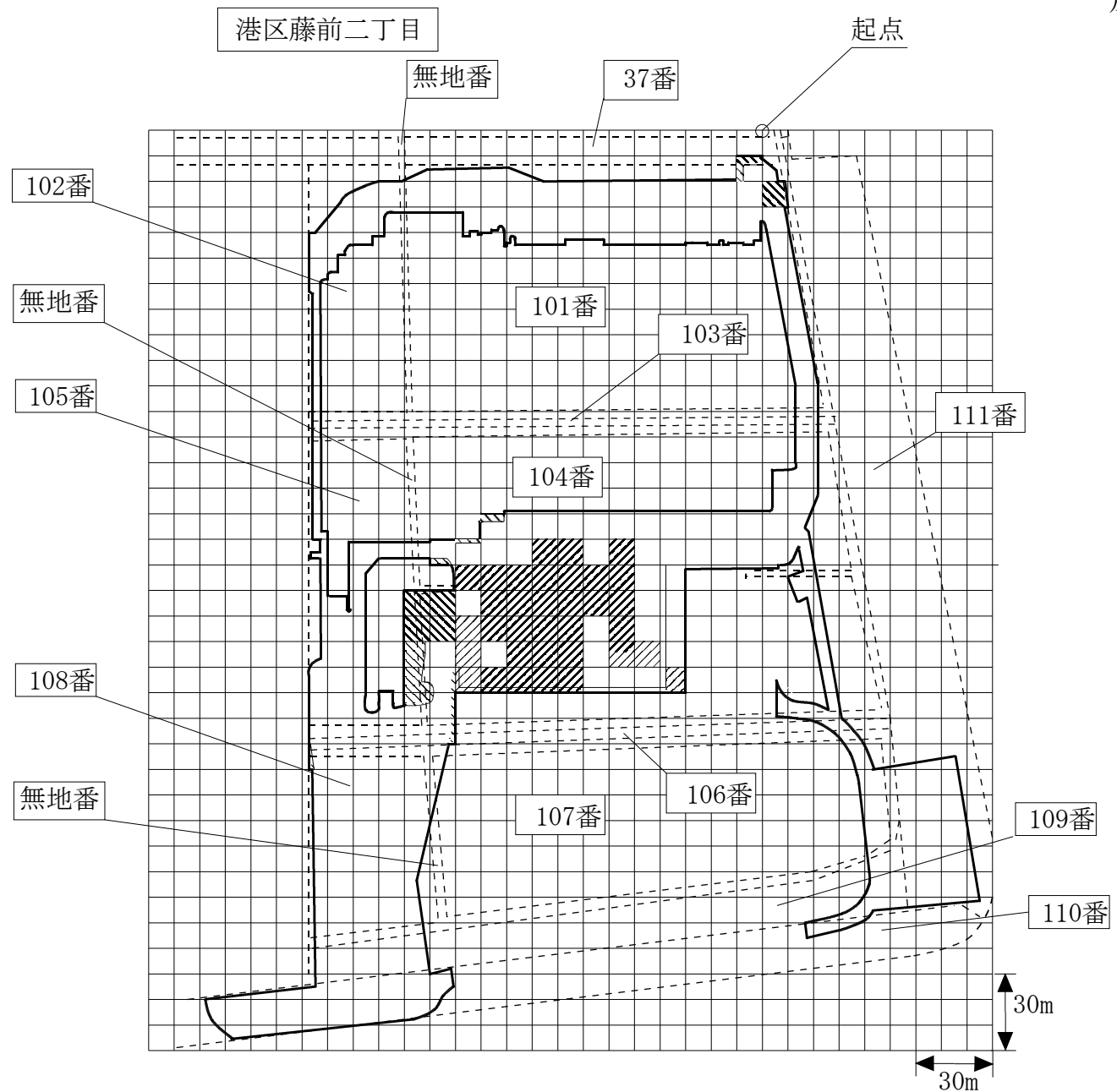


：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））



凡例

-  : 調査対象地
- 起点 : (X座標 : -101410.1152、Y座標 : -29983.9847)
- - - : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



凡例



：調査対象地

起点：（X座標：-101410.1152、Y座標：-29983.9847）

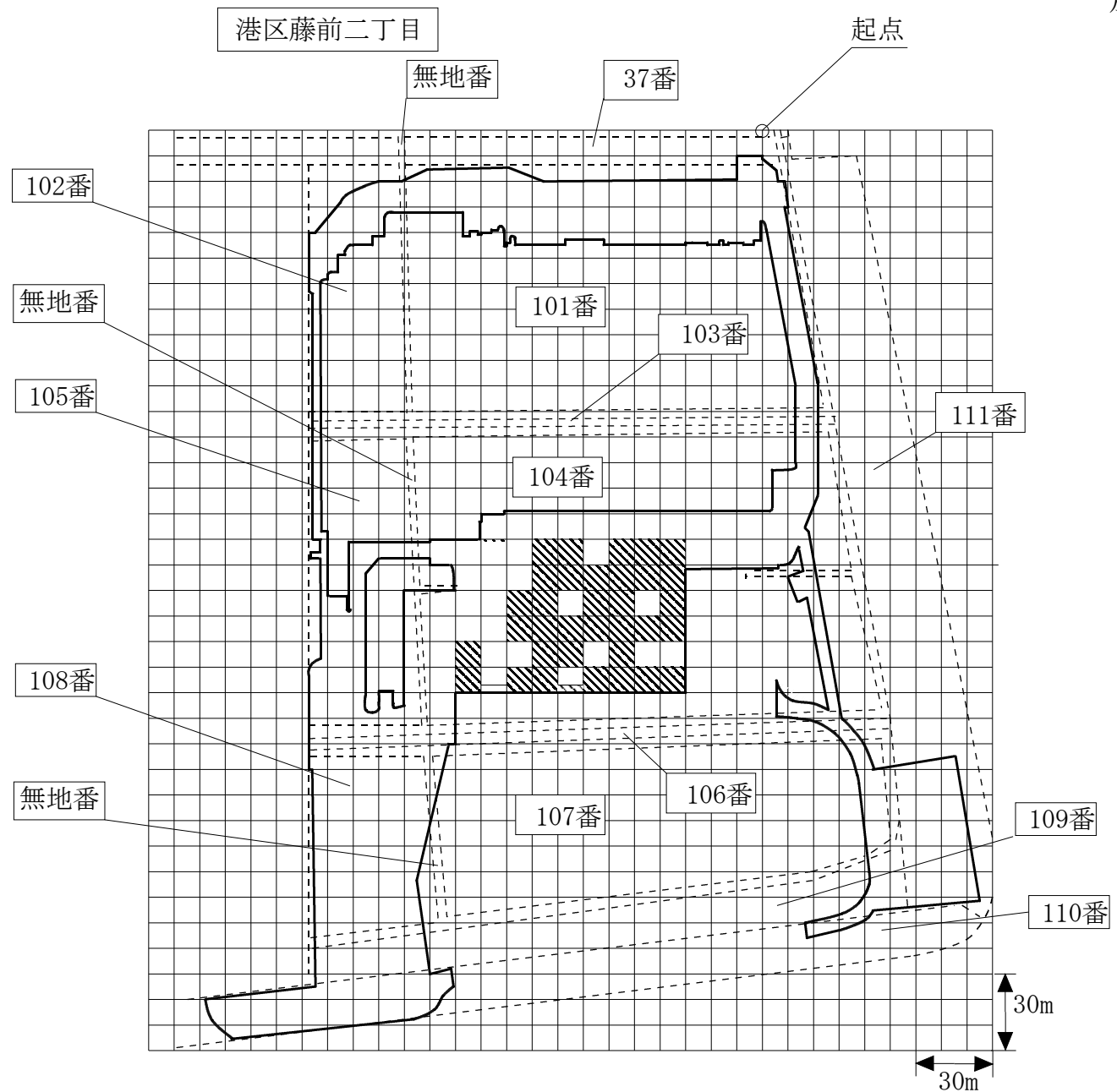
---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤含有量基準不適合））



凡例

-  : 調査対象地 起点 : (X座標 : -101410.1152、Y座標 : -29983.9847)
- : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域 (ほう素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 399号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 3項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第88号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

また、同条例第58条の 8第 3項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第88号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

なお、同告示により指定した拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域は、令和 4年名古屋市告示第 344号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 5年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域の指定を解除する区域

(1) 解除する区域

名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物（土壌溶出量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

(3) 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定によ

る指定がされたため、指定を解除するもの)

2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する区域

(1) 解除する区域

名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壌含有量基準）

(3) 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌汚染対策法第11条第 1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 400号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 3項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 5年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定による
指定がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第401号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者からLEGOLAND JAPANに係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その3）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年7月25日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

LEGOLAND Japan 合同会社

社長 本多良行

名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地の1

2 対象事業の名称及び種類

LEGOLAND JAPAN

レクリエーション施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和5年7月14日（金）

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 5 年 7 月 25 日 (火) から同年 8 月 8 日 (火) まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 402号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 4年10月31日 4指令住開指第58号	名古屋市守山区翠松園 一丁目1207番 1外 1筆	神奈川県川崎市幸区小倉 1番地 1 D－ 403 佐藤充宏
令和 3年11月25日 3指令住開指第83号	名古屋市西区上堀越町 一丁目47番 1外 1筆	名古屋市港区南十一番町 三丁目 5番地 1 イワクラゴールデンホー ム株式会社 代表取締役 村神 亮
令和 2年11月24日 2指令住開指第 157号	名古屋市緑区桃山四丁 目 305番 1外 6筆	名古屋市守山区川宮町 136番地 株式会社八創 代表取締役 服部芳典

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 403 号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第 110 号）第87条第 2 項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第83条第 3 項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 7 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目2112番	令和 5 年 7 月 8 日
名古屋市西区那古野一丁目2113番	令和 5 年 7 月 8 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室（名古屋市役所西庁舎 4 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室

名古屋市告示第 404号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 5年 7月27日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
はなぶさ在宅診療所 (千種区)	磯部 英男	肢体不自由	令和 5年 7月 1日
医療法人悠心会 池下駅もなみ眼科クリニッ ク (千種区)	阿部 知博	視覚障害	
眼科クリニック大久手 (千種区)	川添 裕子	視覚障害	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	小池 清美	じん臓機能障害	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	中屋 誠一	ぼうこう・直腸機能 障害	
CCクリニック (東区)	山崎 明子	肢体不自由	

医療法人愛仁会 名春中央病院 (北区)	森 美喜子	肢体不自由
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	高野 学	聴覚障害、平衡障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
医療法人社団あおば つばめ在宅クリニック (西区)	後藤 卓美	肢体不自由
じょうど医院 (西区)	兒玉 起平	肢体不自由
医療法人珪山会 鵜飼リハビリテーション病院 (中村区)	赤塚 和寛	肢体不自由
偕行会城西病院 (中村区)	関谷 由夏	じん臓機能障害
そえだ腎・泌尿器科クリニック (中村区)	副田 雄也	ぼうこう・直腸機能障害
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院 (中村区)	鈴木 淳志	聴覚障害、平衡障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院 (中村区)	土居崎 正雄	肝臓機能障害

独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター (中区)	岡戸 聡志	視覚障害
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター (中区)	長谷川 貴一	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター (中区)	中田 隆文	聴覚障害、平衡障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	亀谷 直輝	じん臓機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	進藤 有一郎	呼吸器機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	田中 龍一	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	道家 智仁	じん臓機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	西堀 暢浩	じん臓機能障害
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 (昭和区)	幸脇 正典	肢体不自由
小出内科眼科医院 (熱田区)	小出 美穂子	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	宇田 憲司	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	鈴木 啓太	視覚障害

藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	山田 亮	心臓機能障害
ませき耳鼻咽喉科 (中川区)	欄 真一郎	聴覚障害、平衡障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院 (港区)	臼井 弘明	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害
独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院 (港区)	小林 智輝	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害
独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院 (港区)	橋本 瑞生	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害
独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院 (港区)	水谷 哲之	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害
独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院 (港区)	圓若 幹夫	肢体不自由
心和会 北村病院 (南区)	棚橋 義直	肝臓機能障害
社会医療法人宏潤会 大同病院 (南区)	小林 尚史	肢体不自由
独行政法人地域医療機能推進機構中京病院 (南区)	野中 利通	心臓機能障害

しだみ早川整形外科 (守山区)	早川 和男	肢体不自由
医療法人いつき会 守山いつき病院 (守山区)	大谷内 樹那	じん臓機能障害
しもぎとクリニック (緑区)	下郷 友弥	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害
医療法人とくしげ会 とくしげ在宅クリニック (緑区)	多賀 収	呼吸器機能障害
徳重はりがや循環器内科 (緑区)	針谷 浩人	肢体不自由
医療法人白楊会 白楊会病院 (名東区)	野村 彰宏	じん臓機能障害
新生会第一病院 (天白区)	田代 温	じん臓機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 405号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 5年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
日本赤十字社愛知医療センター 一名古屋第一病院 (中村区)	遠藤 信英	じん臓
日本赤十字社愛知医療センター 一名古屋第一病院 (中村区)	真野 和夫	肢体不自由
日本赤十字社愛知医療センター 一名古屋第一病院 (中村区)	宮村 耕一	免疫、肝臓の機能障害
日本赤十字社愛知医療センター 一名古屋第一病院 (中村区)	和田 健太郎	肢体不自由
はづきリウマチ科診療所 (中村区)	宮本 進行	肢体不自由
古澤整形外科 (中区)	古澤 久俊	肢体不自由

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	鈴木 康弘	じん臓
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	吉川 潤一	肝臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	佐藤 千晃	視覚
名古屋掖済会病院 (中川区)	佐藤 美帆	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	矢島 弘毅	肢体不自由
独立行政法人労働者健康安全 機構中部労災病院 (港区)	上田 雅道	肢体不自由
独立行政法人労働者健康安全 機構中部労災病院 (港区)	丸井 伸行	心臓の機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	有賀 俊二	呼吸器の機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	伊藤 慶則	ぼうこう・直腸の機能 障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	入谷 克巳	肢体不自由
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	佐藤 篤司	ぼうこう・直腸、小腸 の機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	山根 貴夫	ぼうこう・直腸の機能 障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	山本 憲一	肢体不自由
医療法人白楊会白楊会病院 (名東区)	古田 慎司	じん臓の機能障害

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項の表新しい学校づくり推進部の項中

「

教育相談体制	1 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関する事。	1
--------	----------------------------------	---

を

」

「

教育相談体制	1 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関する事。	1
新しい学校づくり推進に係る企画	1 教育長の指定する学校教育の指導に係る企画及び調整に関する事。	1

に改め、同表

調整		
----	--	--

」

指導部の項中

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に關すること。	1
----------------	-------------------------	---

を

」

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に關すること。	1
学校教育に係る特命事項の処理	1 学校教育に係る特命事項の処理に關すること。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第18号

教育委員会定例会の開催について

令和5年8月2日午前10時00分名古屋市役所西11C会議室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年7月26日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

令和6年度使用教科用図書の採択及び採択審議について

教職員人事について

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

ナゴヤ学びのコンパス（案）について

2 協議題

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書(事務局案)について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 7 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 指導部 指導室 （略） 事務係 （略） 主査（生徒指導に係る特命事項の処理） （1）（略） （略）	第 2 条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 指導部 指導室 （略） 事務係 （略） 主査（生徒指導に係る特命事項の処理） （1）（略） <u>主査（学校教育に係る特命事項の処理）</u> <u>（1）学校教育に係る特命事項の処理に関すること。</u> （略）

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会の人事異動

市橋 克哉委員は、令和 5年 7月22日再任された。

鈴木 典行委員長は、令和 5年 7月25日選挙された。

二神 望委員は、令和 5年 7月25日委員長の職務を代理するものとして指定された。